

沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材(ゆいくる材) 品質管理要領

平成30年12月3日
沖縄県 土木建築部

第1章 総則

(目的)

第1条 沖縄県土木建築部は、建設リサイクル資材の利用・促進にあたって、品質・性能や再生資源の含有率、環境への安全性等の評価基準を設定し、これに適合する資材を「ゆいくる材」として認定し、公共工事で原則または優先使用することとしている。

こうした状況を踏まえて、「土木工事施工管理基準」で定められた項目だけではなく、不純物の混入や再生資源の含有等についても品質管理基準を設定することにより、不適正なリサイクル資材が現場に搬入されることを防ぎ、適正なゆいくる材の調達及び適切な品質管理を行うことを目的とする。

(製造業者の責務)

第2条 ゆいくる材製造業者は、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領」第15条に基づき、ゆいくる材の製造にあたって、「土木工事施工管理基準」及び「沖縄県リサイクル資材評価認定制度リサイクル資材評価基準」、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材品質管理要領」(以下、「品質管理要領」とする)に適合するように努めなければならない。

(請負業者の責務)

第3条 請負業者は、工事におけるゆいくる材の使用にあたって、「土木工事施工管理基準」及び「品質管理要領」に適合するよう書面確認、目視、試験等、品質の確保に努めなければならない。

(発注者の責務)

第4条 発注者は、工事におけるゆいくる材の使用にあたって、「土木工事施工管理基準」及び「品質管理要領」に適合するよう書面確認、目視、試験の立会等、品質の確認に努めなければならない。

(適用)

第5条 本要領は、すべてのゆいくる材製造業者に適用する。

2 本要領は、工事請負金額が500万円以上の請負業者と発注者に適用する。

第2章 品質管理

(品質管理試験等)

第6条 適正なゆいくる材の調達及び適切な品質管理を行うため、別添「ゆいくる材の品質管理フロー」に基づき、工事においては次の各号に定める品質管理試験等を行う。

一 再生資源納入証明書(様式2)及びリサイクル資材評価基準等適合状況報告書(様式8)による書面確認。なお、これらの添付書類については、直近1年以内のものとする。

二 施工規模によって、現場搬入または製造工場において監督職員等の立会のもと、試料を採取して、審査等機関へ送付して行う試験。(以下、「サンプル送付試験」という。)

三 監督職員等の立会のもと、現場搬入材を採取して現場で行う簡易判定試験。(以下、「現場簡易試験」という。)

ただし、現場簡易試験は再生資源含有路盤材のみを対象とする。

四 監督員等による現場での目視確認及び必要に応じて実施する環境に対する安全性試験結果の確認。

2 適切な品質管理を行うため、製造業者においては次の各号に定める品質管理試験等を行う。

一 沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領第16条第3項及び第4項、第18条第2項及び第3項の規定に基づく、ゆいくる材製造工場の施設調査及び採取試料による品質管理試験。(以下、「工場審査試験等」という。)

二 ゆいくる材製造業者が行う自主品質管理試験。(以下、「工場自主管理試験」という。)

- 三 ゆいくる材製造業者が試料を採取して、審査等機関へ送付して行う試験。(以下、「路盤ゆいくる試験」という。)
- ただし、路盤ゆいくる試験は再生資源含有路盤材のみを対象とする。
- 四 品質管理要領にて定められた頻度で実施する環境に対する安全性試験。

(品質管理試験方法等)

- 第7条 ゆいくる材の試験項目、試験対象工事、試験頻度、合否基準は別表1のとおりとする。また、各試験の実施要領は別表2のとおりとする。
- 2 品質管理試験のうち、「工場審査試験等」及び「路盤ゆいくる試験」における試験項目、試験対象資材、試料採取実施者、試料採取方法、試験実施者、試験頻度(以下、「試験方法等」という。)は別表3のとおりとする。
- 3 品質管理試験のうち、「工場自主管理試験」における試験方法等は別表4のとおりとする。
- 4 品質管理試験のうち、「サンプル送付試験」及び「現場簡易試験」における試験方法等は別表5のとおりとする。

(不合格の累積)

- 第8条 サンプル送付試験または現場簡易試験、現場簡易再試験において「不合格」となった場合、その記録は「不合格」となった試験日から1年は消去されない。
- 2 ただし、第1項の期間内に、再度サンプル送付試験または現場簡易試験、現場簡易再試験における「不合格」がなかった場合は、当初の「不合格」は消去される。
- 3 ゆいくる材製造業者が、第9条により沖縄県知事(以下、「知事」という。)から「一時使用停止」の処分を受けて、第10条により一時使用停止が解除された場合は、それ以前の「不合格」は消去される。

(一時使用停止の要件)

- 第9条 知事は、次の各号の一に該当する場合、ゆいくる材の使用を一時停止する。(以下、「一時使用停止」という。)
- 一 審査等機関による工場審査試験等の確認試験において「不合格」となり、追加試験においても「不合格」となった場合。
- 二 以下の試験「不合格」の回数が、合計2回に達した場合。
ただし、「不合格」の回数は、第8条の期間内において算出することとする。
イ 審査等機関によるサンプル送付試験の確認試験における「不合格」。
ロ 現場簡易試験の追加試験における「不合格」。
ハ 現場簡易再試験の確認試験における「不合格」。
- 三 路盤ゆいくる試験において「不合格」となり、追加試験においても「不合格」となった場合。
- 四 環境に対する安全性試験において、基準値を超える値が出た場合。
- 2 審査等機関は、ゆいくる材が前項のいずれか一つに該当した場合、即日知事へ報告する。
- 3 知事は、審査等機関から前項の報告を受けた場合、ゆいくる材の「一時使用停止」をゆいくる材製造業者及び土木建築部各発注機関(以下、「各発注機関」という。)、審査等機関へ通知する。

(一時使用停止から一時使用停止解除まで)

- 第10条 第9条第3項により、知事から一時使用停止処分を受けたゆいくる材製造業者は、処分を受けた日から14日以内(土日・祝祭日を含む)に「原因・改善措置報告書」を審査等機関へ提出しなければならない。
- 2 審査等機関は、ゆいくる材製造業者から提出された「原因・改善措置報告書」の内容を精査するとともに、工場の施設調査及び品質確認試験を行う。
- 3 審査等機関は、前項の調査・試験が合格した場合は、その旨を知事へ報告する。
- 4 知事は、審査等機関から前項の報告を受けた場合、ゆいくる材の一時使用停止の解除をゆいくる材製造業者及び各発注機関、審査等機関へ通知する。
ただし、解除の日は第11条による一時使用停止期間末日の翌日とする。

(一時使用停止期間)

第11条 第10条による「一時使用停止」の期間は、審査等機関から知事へ停止要件を満たした旨の報告のあった日から30日とする。

ただし、第10条第2項における改善報告書の不備や品質管理試験の不合格等の場合は、一時使用停止期間が30日を超える場合がある。

- 2 一時使用停止の要件が第9条第四号に該当する場合は、環境部局との協議や認定取消しの検討等のため、この限りではない。

第3章 雑則

(試験費用の負担)

第12条 工場審査試験等で行う試験費用は、製造業者の負担とする。

- 2 サンプル送付試験の費用は、発注者が設計書にその費用を計上する。
- 3 一時使用停止解除のための工場の施設調査及び品質確認試験に要する費用は、製造業者の負担とする。
- 4 品質管理試験に係る料金は、別途定める。
- 5 審査等機関への試験費用納付の方法については、審査等機関の定めによる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降発注する工事(予算執行伺決裁日)に適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降発注する工事(予算執行伺決裁日)に適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降発注する工事(予算執行伺決裁日)に適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月3日以降発注する工事(予算執行伺決裁日)に適用する。

ゆいくる材品質管理フロー

■試験対象工事: 再生資源含有加熱アスファルト混合物・再生資源含有路盤材を使用する工事 ■書類確認対象工事: 全てのゆいくる材を使用する請負金額500万以上の工事

